

第 5 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名		第 5 回利根町自治基本条例検討委員会
日時		平成 3 1 年 2 月 2 8 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分から正午まで
場所		利根町役場 5－A 会議室
出席者	委員	坂野委員長，手塚副委員長，加藤委員，新井委員，市川委員，船川委員，清水委員，加川委員，鈴木（弘）委員，吉岡委員，大越委員，菅沼委員，鈴木（亜）委員
	事務局	企画課 飯塚課長、青木課長補佐，鈴木係長，栗原主事
欠席委員		蓮沼委員，猪鹿月委員，寺島委員
会議次第		1 開会 2 「前文」について 3 条例の文体について 4 「定義」について 5 その他 6 閉会
配付資料名		第 5 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料 1：利根町自治基本条例 前文（素案）修正案
議事内容		次ページ以降の通り

議 事

1 開会

(事務局が資料確認)

2 「前文」について

(事務局より「資料1：利根町自治基本条例 前文(素案)修正案」に基づき、今回作成した修正案について説明)

(事務局からの説明後、各段落について順に議論が行われた。)

- ・第1段落「都心から」について
- ・第1段落A案及びB案について
- ・第2段落について
- ・第3段落について
- ・第4段落について

○第1段落「都心から」について

一行目の「都心から」の部分については委員全員一致で決定された。

委員：前回の議論の中で「花輪台貝塚」と「花輪台のビーナス」のを提案したが、それが修正案には反映されず、議事録で触れられていなかった。なぜなのか。

事務局：前は固有名詞を入れるかどうかという議論が行われ、それを踏まえて今回A案とB案を作成している。花輪台貝塚については、「花輪台貝塚」について前文の中に入れるかどうかという議論までは行われていなかったもので、修正案及び議事録では触れていない。

○第1段落A案及びB案について

委員：私はB案がよいと思う。理由はA案については、どこの自治体でも同じことがいえることであり、自治基本条例の顔となる前文には、町の独自性として、町の歴史などについて入れた方がよいと思うからである。

委員：私は前は固有名詞を入れないという意見であったが、実際に文章で見ると少し内容が薄いようにも感じられて悩むところではあるが、A案がよいと思う。

委員：私も前回と同様、固有名詞を入れないということでA案がよいと思う。B案で出ている以外にも有名な場所や人はいるので、それらをすべて入れると膨大になってしまうし、不公平でなくするためにはA案だと思う。

委員：前文なのでそこまで詳しく書く必要はないのではないかと思いますし、他の自治体を見ても、あまり固有名詞は入っていないようなので、A案で。

委員：利根町として掲げるのならば、B案の方がよいと思う。

委員：町を代表するものとして何を入れるのかが難しいところで、それが解決できるのであれば、B案がよいと思う。

委員：前回「蛟もう神社と徳満寺をはじめとして」となっていた部分が「～徳満寺など」となっており、代表選取的な印象もなくなったので、この文章であればB案でよいと思う。

委員：B案の方が利根町らしさはあると思う。しかし、これら以外にも史跡等があるので、それらをすべて入れるとなると、膨大な量になり読みづらい文章になってしまうと思う。固有名詞を出して、皆が納得した形で利根町らしさを出せるのならばB案がよいと思う。逆にそれができないのならば簡潔にまとめられている方がよいと思う。

委員：最初に目を通したときにインパクトがあるのはB案なので、B案がよいと思う。

委員：他との兼ね合いも考えると、A案がよいと思う。

委員：Bの方が具体性はあると思う。しかし、ここに書かれていることだけではないので、A案にして、条例解釈や解説を付けて、文化財等を列挙するのはどうか。

副委員長：これを読んだ時に利根町と分かるようにするために、固有名詞を入れた方がよいと思う。しかし、すべての固有名詞を入れるということは難しいので、皆の合意を取った上でコンパクトにまとめるのがよいのではないかと思います。

委員長：まとめると、A案が4票、B案が7票となった。B案で意見があった他の固有名詞については、条例解釈に列挙することは可能であると思われる。

委員：自治基本条例は利根町の人が見るものであるもので、啓発という意味では解釈等に固有名詞をすべて入れたほうが親切だと思うが、どうだろうか。

委員長：まず、利根町の人が見るということを考えるのならば、固有名詞はなくても問題ないと思う。条例解釈又は解説を必ず付けることになるので、それで網羅することができると思う。次に、前文を含めて自治基本条例というのは利根町の人しか見ないのかというと、そうではないと思う。条例は公開されるものなので、他の自治体の人がこの条例又は条例解釈を見て、利根町の史跡や文化財を知り、観光したりということも考えられる。

委員長：では多数であるB案を採用したいと思うが、このB案の文章について何か意見等はあるか。

(意見なし)

委員長：最後に全体を通して、また検討することにはなると思うので、ここではこれで決定とさせていただきます。

○2段落について

委員：「様々な～地域の活力低下など」については、社会環境のイメージがつくのでよいと思う。最後の「していかなければなりません」もこれでよいと思う。

委員：「地域の活力低下」という言葉は、読み手によって受け取る意味が幅広いのではないかと感じた。最後の部分の表現の変更はとてもよいと思う。

委員：私はこれでよいと思います。

委員：「活力低下」というと、元気がないような、少し寂しいような印象もある。

委員：「地域の活力低下」というのは事実であるだろうとは思いますが、前文の中でそれを押し出してしまってよいのかというのは疑問である。「少子高齢化など」でまとめてしまってもよいのではないか。

委員：「地域の活力低下」は他の表現でもよいだろうと思う。

委員：「地域の活力低下」の部分は、ここまで強調しなくてもよいのではと思う。もう少し前向きな表現でもよいと思う。

委員：「地域の活力低下」と「こうした状況の中で」は削除してよいと思う。

委員：「様々な～地域の活力低下など」と「こうした状況の中で」は削除してよいと思う。将来的には少子高齢化等が解決しているかもしれないので、その時にそぐわなくなってしまうので、こういった言葉は無い方がよいと思う。

副委員長：あまりマイナスの印象の言葉は無いほうがよいと思うので、「地域の活力低下」はなくてよいだろうと思う。逆に入れるのであれば、「地域の活性化が求められている」というような内容もあった方が、前向きな印象にもなると思う。「こうした状況の中で」は無くてもよいと思う。

委員長：ここまでにについては、「様々な～地域の活力低下など」の文章について、「地域の活力低下」を削除するということでまとめさせていただく。「こうした状況の中で」については意見が割れているところである。

委員：「こうした状況の中で」という文言であればいらないと思う。あえて入れるとすれば「その中で」などでよいと思う。

委員：「こうした状況の中で」は無くてもよいと思う。

委員：私も無くてもよいと思う。

委員：無くても意味は通じると思う。

委員長：それでは委員のほぼ総意で、「こうした状況の中で」は削除とさせていただきます。

委員：一般的には少子高齢化に加えて高度情報化なども社会環境としていわれると思うが、いかがだろうか。解釈でもよいとは思いますが。

委員長：その点は条例解釈で明確にしていいただければと思う。

委員：私も「利根町を取り巻く社会環境」で大きく変化しているのは「情報」であると思うので、高度情報化などの言葉を参考までに、次回入れていただきたいと思う。

○第3段落について

委員：これでよいと思う。

委員：私もこれでよいと思う。

委員：これで問題ないと思う。

委員：「町民主役」というのが引っかかる。町民主役を実感することがないので、言葉が先行してしまっているように感じる。

委員：これから作る自治基本条例の前文として、理想を高く掲げる必要もあると思う。その理想の一つとして「町民主役のまちづくり」が挙げられているので、目標として、これでよいと思う。

委員：他市町村と比べると、「町民一人ひとりが担い手であることを認識して」といった表現が無いなと思った。

委員：私は後半の部分、「協働し、一丸となって町民主役のまちづくりを進めていきます」は、もう一度検討していただきたいと思う。

委員：前回と今回とを合わせるのがよいと思う。「町民一人ひとりがまちづくりの主役となって、町民、議会、行政がそれぞれの役割を果たし、町に関わるすべての人が一丸となって協働のまちづくりを推進していきます。」と。ただこれだと、「まちづくり」という単語が2回出てきてしまうが。

副委員長：「町民一人ひとりが主役となって」にすればよいのではないか。「町民一人ひとりが主役となって、町民、議会、行政がそれぞれの役割を果たし、町に関わるすべての人が一丸となって協働のまちづくりを推進していきます。」と。

委員：私は「主役」を取り、「町民一人ひとりのまちづくり」に変えた方がよいと思う。一人ひとりがまちづくりをしていくということを出したほうがよいかなと。

委員長：2つの提案が出されたところであるが、これについては文章がないと比較することができないので、次回、事務局に文章を作成していただき、検討したいと思うが、よろしいだろうか。

(一同了承)

○第4段落について

委員：「利根町民であることを誇りとし」というのは、重たい表現だと感じた。ただ「郷土と歴史」というのも、郷土と歴史だけを誇りとすると読み取れてしまうのではと思う。

委員：前回の文章のままでよいと思う。

委員：「利根町民であること」の方がよいと思う。

委員：どちらかといえば「利根町民であること」だと思う。

委員：私もどちらかといえば「利根町民であること」だと思う。しかし、今この条例を作っている自分の立ち位置としては、利根町民であることを誇りに思っているが、誇りと思えるような魅力的なまちづくりを推進していけるような条例にしたいとの気持ちもある。

委員：利根町民であることを誇りと思えるようなまちづくりをしましょう、ということでよいのではないかと思う。

委員：あくまでもこれからの目標として、利根町民であることを誇りと思えるようなまちづくりをしていくということで、よいのではないか。

副委員長：これから誇れるようにということで、今利根町民であることを誇りに思っている人も、これから誇りに思う人も一緒になってまちづくりを行っていくというニュアンスでよろしいかと思う。

委員：龍ヶ崎市の文章がとてもよいと思う。

委員長：龍ヶ崎市と同じ文章にすることはないので、文章表現については事務局にまとめていただくということでよろしいか。

(一同了承)

3 条例の文体について

(条例の文体について、総務課長である清水委員と学識者である加藤委員より意見が述べられた後、各委員から意見が述べられた。)

清水委員：私の立場としては、従来の条例等と同じ「だ・である調」でお願いしたい。仮に語尾を「です・ます調」にしても、条文が優しくなるというのは別で、単純に親しみやすくなるだけだと思う。条例を分かりやすくするためには、条文の文言自体を優しくしなければいけない。実際には解釈版を作ることになるので、それであれば条例自体は「だ・である調」でお願いしたい。

加藤委員：私は「です・ます調」がよいという立場である。2008年のデータにはなるが、九州国際大学の湯浅氏が行った調査によると、2008年当時自治基本条例を制定している自治体数は152であり、前文と本文を含めて「です・ます調」を採用しているのが47自治体であり、およそ3割程度の自治体が本文にも「です・ます調」を採用している。具体的な例でいえば神奈川県川崎市では、2004年に自治基本条例を策定し、「です・ます調」を採用しているが、その理由としては、広く市民に理解してもらいたいということ、自治基本条例の趣旨等を浸透させていくためには市民に親しみやすい方がよいということで「です・ます調」を採用しているとのことである。また、自治基本条例は他の条例とは位置づけの異なる、最高法規としての役割があることから、特例として他の条例とは違う「です・ます調」を採用しているとのことである。

副委員長：親しみやすい、読みやすい、読んでみようと思う、子どもでも理解しやすいということを考えると「です・ます調」方が身近に感じられるのかなと思う。

委員：私は加藤委員の意見に賛成である。この条例はみんなで作るものであるので、町民にも読みやすいものであるべきだと思う。特段不都合な理由が無ければ、町民に親しみやすい条文にした方がよいと思う。また、ここにいる委員が伝道者として町民に伝えていくことを考えると、「です・ます調」で語りかけるような形の方がやりやすく、町民もソフトに受け取ってくれるのではと思う。

委員：柔らかい、優しい印象を受けるので、「です・ます調」がよいと思う。

委員：特例のものとしてであれば、「です・ます調」でよいと思う。

委員：「です・ます調」の方が聞き慣れた言葉であると思う。

委員：皆に分かりやすいという意味で、「です・ます調」がよいと思う。

委員：「です・ます調」でよいと思う。「だ・である調」は取っつきにくい印象を受ける。

委員：この委員会のように、様々な年代の人達が集まり、これを伝えていくためには「です・ます調」がよいと思う。

委員長：ほぼ全員が「です・ます調」という意見になったので、これで決定とさせていただきますと思う。

5 「定義」について

（事務局より、前回配布の「資料4：自治基本条例 他市町村比較表「定義」」に基づき、自治基本条例において一般的に「定義」に規定される項目について説明。）

（事務局説明の後、委員長より「定義」の検討方法について、「「市民」や「執行機関」等の最低限必要とされる項目を先に定義し、条文検討の中でその他に必要となった項目があればあとから追加する」という方法と、「最初に皆で必要と思われる項目を列挙し、その中で不要なものを削っていく」という方法の2つが示され、専門的な観点からの意見ということで、学識者の加藤委員と総務課長の清水委員から意見が述べられた。）

加藤委員：私は前者の方法がよいと思う。どの自治体でも出てくる項目というものがあるのでそこだけ先に決めてしまい、利根町独自として後から出てきた項目があれば追加するという事でよいと思う。また、その方が議論もスムーズに進むのではないかと思います。

清水委員：両方の方法とも反対である。委員はこれから作っていく条文に何を定めていくのか、具体的なことまではまだ良く理解できていない状態であるので、言葉を選びながら条文を作っていく、その言葉が分からなければ定義をすることによってよいのではと思う。

委員長：「市民」又は「町民」の定義については、あらかじめ確認する必要があるのではと思うが、この点については清水委員はどうお考えか。

清水委員：そのあたりも大まかにでよいと思う。これから条文を考えていく中で、その点についても議論になるはずなので、その時に考えたほうが委員としても考えやすいのではないかと。

委員長：以上のような意見が出されたところであるが、これは非常に難しい部分にもなるので、私と事務局で検討させていただき、次回報告させていただくということにしたいと考えるが、よろしいだろうか。

（一同了承）

5 次回の開催日について

（事務局より、次回の開催日について「平成31年4月2日（火）10時00分から」が提示され、決定された。）

6 その他

7 閉会

以上